

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年4月4日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター所管礮子ポンプ場場内送泥管緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

礮子区礮子二丁目29番19号

3 契約日

令和4年5月9日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

5 契約金額

¥83,677,000.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥7,607,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

南部工業株式会社
代表取締役 中西 健児
中区本牧間門46-11

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、礮子ポンプ場場内に埋設された中部礮子線送泥管および第二新礮子礮子線送泥管が破損しており、緊急に復旧しないと受送泥設備間の汚泥移送ができなくなり、市民生活に支障を来す恐れがあるため、緊急に送泥機能の安定化を図るものです。

当該送泥管は中部水再生センターおよび南部水再生センターから礮子ポンプ場へ汚泥を移送するものであり、本件に起因する配管からの漏洩事故を防ぐため、緊急で施工を請けることが可能な事業者と随意契約を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

南部工業株式会社は、送泥管の緊急修繕に対応した実績があり、本工事を早急に履

行できる体制を有しているため、同社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部南部下水道センター